

おおい町空き家診断促進事業補助金交付要綱

（ 令和 7 年 4 月 1 日
告示第 133 号 ）

おおい町空き家診断促進事業補助金交付要綱（平成 30 年おおい町告示第 173-2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、空き家診断を実施する空き家の所有者に対しおおい町空き家診断促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （１） 空き家診断 空き家に係る状況の調査のうち既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成 29 年国土交通省告示第 81 号。以下「登録規程」という。）第 2 条第 4 項に規定する既存住宅状況調査（以下「既存住宅状況調査」という。）で、既存住宅状況調査方法基準（平成 29 年国土交通省告示第 82 号）に基づき実施されるものをいう。
- （２） 空き家診断士 登録規程第 2 条第 5 項に規定される既存住宅状況調査技術者であつて、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の登録を受けた建築士事務所に所属する者をいう。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- （１） おおい町「空き家情報バンク」制度要綱（平成 18 年おおい町告示第 172 号）第 4 条第 2 項に規定する空き家情報バンク登録台帳に登録する予定又は登録されている一戸建ての空き家（以下「登録空き家」という。）の所有者
- （２） 登録空き家の購入希望者で、登録空き家所有者に空き家診断の実施について承諾を得ている者

（補助対象となる登録空き家）

第 4 条 補助金の交付の対象となる登録空き家は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- （１） 過去にこの要綱等に基づく空き家診断を行っていないもの
- （２） 国又は地方公共団体の他の補助事業により、空き家診断に係る補助を受けていないもの

（補助対象事業）

第 5 条 補助金の交付の対象となる事業は、登録空き家に係る空き家診断士が行う空

き家診断とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、住宅1戸につき空き家診断に要した費用に3分の2を乗じて得た額又は35,000円のいずれか低い額とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、おおい町空き家診断促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 当該空き家の所有者であることが確認できる書類（登記事項証明書・固定資産評価証明書等）
- (2) 空き家診断の実施について空き家所有者に承諾を得たことがわかるもの（購入希望者のみ）
- (3) 空き家診断士による空き家診断に係る見積書
- (4) 空き家診断士であることが確認できる書類
- (5) 同意書（様式第2号）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(調査等)

第8条 町長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、空き家診断に関する調査等を行うことができる。

(交付決定)

第9条 町長は、第7条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、おおい町空き家診断促進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の通知がある前に、申請に係る空き家診断に着手してはならない。

(変更及び辞退)

第10条 前条第1項に規定する交付決定を受けた申請者が申請の内容を変更する場合は、速やかにおおい町空き家診断促進事業補助金変更交付申請書（様式第4号）に変更の内容を確認できる書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する変更申請があったときは、申請内容を審査し適当と認めるときは、補助金の変更を決定し、おおい町空き家診断促進事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

3 申請者は、補助金の交付を辞退するときは、速やかにおおい町空き家診断促進事業補助金辞退届（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 申請者は、空き家診断が終了したときは、速やかにおおい町空き家診断促進事業補助金完了実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出

しなければならない。

- (1) 既存住宅状況調査報告書の写し
- (2) 空き家診断の費用を支払ったことが確認できる書類（領収証の写し等）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（補助金の請求及び支払い）

第12条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、おおい町空き家診断促進事業補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助金の請求を受けたときは、申請者に対して補助金を交付するものとする。

（交付の取消し）

第13条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第9条第1項に規定する交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他の不正行為により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が不適当と認める事由が生じたとき。

（補助金の返還）

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その取消しに係る補助金の全部又は一部を期限を定めて返還させるものとする。

（書類の保管）

第15条 申請者は、補助の交付に係る一連の書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（個人情報の利用目的）

第16条 町長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、国及び県に提供することができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。